

第95表 勤務場所・育休制度の有無（正職員）

勤務場所	育休制度の有無	計	認められている	認められていない	無	回	答
	計	4,284 (100.0)	3,002 (70.1)	1,202 (28.1)			80 (1.9)
病	産院	3,537 (100.0)	2,673 (75.6)	794 (22.4)			70 (2.0)
診	療所	66 (100.0)	33 (50.0)	31 (47.0)			2 (3.0)
保	健所 (駐在所も含む)	173 (100.0)	69 (39.9)	104 (60.1)			— (—)
市	町 村 (支所も含む) 役場	225 (100.0)	81 (36.0)	139 (61.8)			5 (2.2)
都	道府県庁・省庁	23 (100.0)	14 (60.9)	9 (39.1)			— (—)
一	般 学 校	5 (100.0)	3 (60.0)	2 (40.0)			— (—)
看	護 教 育 機 関	155 (100.0)	62 (40.0)	91 (58.7)			2 (1.3)
会	社 ・ 事 業 所	35 (100.0)	18 (51.4)	17 (48.6)			— (—)
そ	の 他	31 (100.0)	22 (71.0)	8 (25.8)			1 (3.2)
無	回 答	34 (100.0)	27 (79.4)	7 (20.6)			— (—)

第96表 病院設置主体・育休制度の有無（病院勤務の正職員）

設置主体	育休制度の有無	計	認められている	認められていない	無	回	答
	計	3,537 (100.0)	2,673 (75.6)	794 (22.4)			70 (2.0)
国	立 (厚 生 省)	337 (100.0)	328 (97.3)	7 (2.1)			2 (0.6)
国	立 (文 部 省)	208 (100.0)	197 (94.7)	10 (4.8)			1 (0.5)
国	立(その他；労働福祉事業 団, 公社, その他)	123 (100.0)	109 (88.6)	14 (11.4)			— (—)
都	道 府 県	450 (100.0)	428 (95.1)	13 (2.9)			9 (2.0)
市	町 村	744 (100.0)	665 (89.4)	67 (9.0)			12 (1.6)
日	赤	183 (100.0)	171 (93.4)	9 (4.9)			3 (1.6)
厚生連・北海道社会事業協会 国保連合会・済生会		224 (100.0)	99 (44.2)	119 (53.1)			6 (2.7)
厚生団・船員保険会・健保連 国保組合・共済組合		228 (100.0)	165 (72.4)	60 (26.3)			3 (1.3)
学 校 法 人		153 (100.0)	94 (61.4)	53 (34.6)			6 (3.9)
医 療 法 人 ・ 個 人		454 (100.0)	184 (40.5)	257 (56.6)			13 (2.9)
会 社 ・ 公 益 法 人 ・ そ の 他 の 法 人		268 (100.0)	120 (44.8)	141 (52.6)			7 (2.6)
無	回 答	165 (100.0)	113 (68.4)	44 (26.7)			8 (4.8)

第97表 病床数・育休制度の有無（病院勤務の正職員）

育休制度の有無 病床数	計	認められている	認められていない	無 回 答
計	3,537 (100.0)	2,673 (75.6)	794 (22.4)	70 ( 2.0)
99 床 以 下	184 (100.0)	105 (57.1)	74 (40.2)	5 ( 2.7)
100 ～ 299	1,089 (100.0)	734 (67.4)	333 (30.6)	22 ( 2.0)
300 ～ 499	1,036 (100.0)	814 (78.6)	201 (19.4)	21 ( 2.0)
500 ～ 899	899 (100.0)	770 (85.7)	115 (12.8)	14 ( 1.6)
900 床 以 上	236 (100.0)	171 (72.5)	59 (25.0)	6 ( 2.5)
無 回 答	93 (100.0)	79 (84.9)	12 (12.9)	2 ( 2.2)

第98表 子の人数・育休制度の有無（病院勤務の正職員・有子の者）

育休制度の有無 子の人数	計	認められている	認められていない	無 回 答
計	1,798 (100.0)	1,345 (74.8)	424 (23.6)	29 ( 1.6)
1 人	403 (100.0)	291 (72.2)	108 (26.8)	4 ( 1.4)
2	1,004 (100.0)	762 (75.9)	227 (22.6)	15 ( 1.5)
3	340 (100.0)	259 (76.2)	74 (21.8)	7 ( 2.1)
4	30 (100.0)	19 (63.3)	10 (33.3)	1 ( 3.3)
5	4 (100.0)	2 (50.0)	2 (50.0)	— ( — )
6 人 以 上	1 (100.0)	— ( — )	1 (100.0)	— ( — )
無 回 答	16 (100.0)	12 (75.0)	2 (12.5)	2 (12.5)

第99表 末子年齢・育休制度の有無（病院勤務の正職員・有子の者）

育休制度の有無 末子年齢	計	認められている	認められていない	無 回 答
計	1,798 (100.0)	1,345 (74.8)	424 (23.6)	279 ( 1.5)
0 歳	128 (100.0)	95 (74.2)	32 (25.0)	1 ( 0.8)
1 ～ 3	353 (100.0)	272 (77.1)	74 (21.0)	7 ( 2.0)
4 ～ 6	238 (100.0)	179 (75.2)	56 (23.5)	3 ( 1.3)
7 ～ 12	401 (100.0)	308 (76.8)	89 (22.2)	4 ( 1.0)
13 ～ 15	147 (100.0)	106 (72.1)	39 (26.5)	2 ( 1.4)
16 ～ 18	148 (100.0)	106 (71.6)	40 (27.0)	2 ( 1.4)
19 歳 以 上	255 (100.0)	188 (73.7)	59 (23.1)	8 ( 3.6)
無 回 答	128 (100.0)	91 (71.1)	35 (27.3)	2 ( 1.6)

第100表 育休制度の有無・施設内保育所（正職員）

施設内保育所 育休制度の有無	計	あ る	な い	無 回 答
計	4,284 (100.0)	1,821 (42.5)	2,435 (56.8)	28 ( 0.7)
あ る	3,002 (100.0)	1,442 (48.0)	1,545 (51.5)	15 ( 0.5)
な い	1,202 (100.0)	346 (28.8)	853 (71.0)	3 ( 0.2)
無 回 答	80 (100.0)	33 (41.2)	37 (46.3)	10 (12.5)

第101表 勤務場所・施設内保育所（正職員）

勤務場所	施設内保育所	計	あ る	な い	無回答
	計	4,284 (100.0)	1,821 (42.5)	2,435 (56.8)	28 (0.7)
病	産 院	3,537 (100.0)	1,731 (48.9)	1,781 (50.4)	25 (0.7)
診	療 所	66 (100.0)	13 (19.7)	53 (80.3)	— (—)
保 健 所	(駐在所も含む)	173 (100.0)	1 (0.6)	172 (99.4)	— (—)
市 町 村	(支所も含む) 役場	225 (100.0)	3 (1.3)	219 (97.3)	3 (1.3)
都 道 府 県 庁	・ 省 庁	23 (100.0)	6 (26.1)	17 (73.9)	— (—)
一 般 学 校		5 (100.0)	— (—)	5 (100.0)	— (—)
看 護 教 育 機 関		155 (100.0)	47 (30.3)	108 (69.7)	— (—)
会 社	・ 事 業 所	35 (100.0)	5 (14.3)	30 (85.7)	— (—)
そ の 他		31 (100.0)	1 (3.2)	30 (96.8)	— (—)
無 回 答		34 (100.0)	14 (41.2)	20 (58.8)	— (—)

第102表 病院設置主体・施設内保育所（病院勤務の正職員）

設置主体	施設内保育所	計	あ る	な い	無回答
	計	3,537 (100.0)	1,731 (48.9)	1,781 (50.4)	25 (0.7)
国 立(厚 生 省)		337 (100.0)	265 (78.6)	69 (20.5)	3 (0.9)
国 立(文 部 省)		208 (100.0)	109 (52.4)	95 (45.7)	4 (1.9)
国立(その他：労働福祉事業団、公社、その他)		123 (100.0)	31 (25.2)	92 (74.8)	— (—)
都 道 府 県		450 (100.0)	256 (56.9)	189 (42.0)	5 (1.1)
市 町 村		744 (100.0)	303 (40.7)	436 (58.6)	5 (0.7)
日 赤		183 (100.0)	108 (59.0)	74 (40.4)	1 (0.5)
厚生連・北海道社会事業協会・国保連 联合会・済生会		224 (100.0)	118 (52.7)	105 (46.9)	1 (0.4)
厚生団・船員保険会・健保連・国保 組合・共済組合・全国社会保険協会 联合会		228 (100.0)	74 (32.5)	152 (66.7)	2 (0.9)
学 校 法 人		153 (100.0)	74 (48.4)	79 (51.6)	— (—)
医 療 法 人 ・ 個 人		454 (100.0)	199 (43.8)	254 (55.9)	1 (0.2)
会 社 ・ 公 益 法 人 ・ そ の 他 の 法 人		268 (100.0)	111 (41.4)	154 (57.5)	3 (1.1)
無 回 答		165 (100.0)	83 (50.3)	82 (49.7)	— (—)

第103表 病床数・施設内保育所（病院勤務の正職員）

病床数	施設内保育所	計	あ る	な い	無回答
	計	3,537 (100.0)	1,731 (48.9)	1,781 (50.4)	25 (0.7)
99	床 以 下	184 (100.0)	29 (15.8)	155 (84.2)	— (—)
100	～ 299	1089 (100.0)	346 (31.8)	739 (67.9)	4 (0.4)
300	～ 499	1036 (100.0)	529 (51.1)	497 (48.0)	10 (1.0)
500	～ 899	899 (100.0)	611 (68.0)	278 (30.9)	10 (1.1)
900	床 以 上	236 (100.0)	171 (72.5)	64 (27.1)	1 (0.4)
無	回 答	93 (100.0)	45 (48.4)	48 (51.6)	— (—)

第104表 子の人数・施設内保育所（病院勤務の正職員・有子の者）

子の人数	施設内保育所	計	あ る	な い	無回答
	計	1,798 (100.0)	876 (48.7)	913 (50.8)	9 (0.5)
1	人	403 (100.0)	198 (49.1)	205 (50.9)	— (—)
2		1004 (100.0)	493 (49.1)	502 (50.0)	9 (0.9)
3		340 (100.0)	163 (47.9)	177 (52.1)	— (—)
4		30 (100.0)	12 (40.0)	18 (60.0)	— (—)
5		4 (100.0)	2 (50.0)	2 (50.0)	— (—)
6	人 以 上	1 (100.0)	1 (100.0)	— (—)	— (—)
無	回 答	16 (100.0)	7 (43.8)	9 (56.3)	— (—)

第105表 末子年齢・施設内保育所（病院勤務の正職員・有子の者）

末子年齢	施設内保育所	計	あ る	な い	無回答
	計	1,798 (100.0)	876 (48.7)	913 (50.8)	9 (0.5)
0	歳	128 (100.0)	63 (49.2)	64 (50.0)	1 (0.8)
1	～ 3	353 (100.0)	176 (49.9)	176 (49.9)	1 (0.3)
4	～ 6	238 (100.0)	110 (46.2)	126 (52.9)	2 (0.8)
7	～ 12	401 (100.0)	199 (49.6)	200 (49.9)	2 (0.5)
13	～ 15	147 (100.0)	63 (42.9)	84 (57.1)	— (—)
16	～ 18	148 (100.0)	75 (50.7)	72 (48.6)	1 (0.7)
19	歳 以 上	255 (100.0)	117 (45.9)	136 (53.3)	2 (0.8)
無	回 答	128 (100.0)	73 (57.0)	55 (43.0)	— (—)

第106表 勤務場所・妊娠中にうけた母性保護措置〔複数回答〕（出産経験者・産休・育休中の者を含む）

妊娠中にうけた 母性保護措置 勤務場所	調査対象 者数	夜 免	勤 除	当 免	直 除	超過勤務 免 除	夜勤日数 または当 直回数の 減少	配置転換	時差通勤	つわり 休 暇	通院休暇	その他 措 置	措置はう けなかつ た
計	524 (100.0)	170 (32.4)	41 (7.8)	18 (3.4)	59 (11.3)	26 (5.0)	34 (6.5)	21 (4.0)	79 (15.1)	13 (2.5)	192 (36.6)		
病・産院	400 (100.0)	166 (41.5)	38 (9.5)	10 (2.5)	59 (14.8)	25 (6.2)	18 (4.2)	19 (4.8)	31 (7.8)	7 (1.8)	133 (33.2)		
診療所	4 (100.0)	— (—)	2 (50.0)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	1 (25.0)	— (—)	1 (25.0)		
保健所 (駐在所も含む)	33 (100.0)	— (—)	— (—)	1 (3.0)	— (—)	— (—)	11 (33.3)	2 (6.1)	27 (81.8)	4 (12.1)	3 (9.1)		
市町村 (支所も含む)役場	53 (100.0)	— (—)	1 (1.9)	7 (13.2)	— (—)	1 (1.9)	2 (3.8)	— (—)	11 (20.8)	2 (3.8)	35 (66.0)		
都道府県庁・省庁	1 (100.0)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	1 (100.0)	— (—)	— (—)		
一般学校	1 (100.0)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	1 (100.0)		
看護教育機関	20 (100.0)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	2 (10.0)	— (—)	8 (40.0)	— (—)	12 (60.0)		
会社・事業所	2 (100.0)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	2 (100.0)		
その他	3 (100.0)	2 (66.7)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	1 (33.3)		
無回答	7 (100.0)	2 (28.6)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	1 (14.3)	— (—)	— (—)	— (—)	4 (57.1)		

注：\*昭和57年12月以降に仕事を続けながら妊娠・出産を経験した者

第107表 勤務場所・産後にうけた母性保護措置〔複数回答〕(出産経験者・正職員)

産後にうけた 母性保護措置 勤務場所	計	夜勤免除	当直免除	超過勤務 免除	夜勤日数 または当 直回数の 減少	配置転換	育児時間	育児休業	その他の 措 置	措置なし
計	443 (100.0)	209 (47.2)	54 (12.2)	13 ( 2.9)	15 ( 3.4)	37 ( 8.4)	209 (47.2)	82 (18.5)	14 ( 3.2)	19 ( 4.3)
病 産 院	334 (100.0)	204 (61.1)	47 (14.1)	8 ( 2.4)	15 ( 4.5)	33 ( 9.9)	121 (36.2)	73 (21.9)	10 ( 3.0)	13 ( 3.9)
診 療 所	4 (100.0)	- ( - )	3 (75.0)	- ( - )	- ( - )	1 (25.0)	2 (50.0)	- ( - )	- ( - )	- ( - )
保 健 所 (駐在所も含む)	31 (100.0)	- ( - )	- ( - )	2 ( 6.5)	- ( - )	- ( - )	29 (93.5)	3 ( 9.7)	1 ( 3.2)	1 ( 3.2)
市 町 村 (支所も含む) 役場	45 (100.0)	- ( - )	1 ( 2.2)	3 ( 6.7)	- ( - )	1 ( 2.2)	40 (88.9)	2 ( 4.4)	- ( - )	4 ( 8.9)
都道府県庁・省庁	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )
一 般 学 校	1 (100.0)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	1 (100.0)
看 護 教 育 機 関	18 (100.0)	1 ( 5.6)	1 ( 5.6)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	13 (72.2)	2 (11.1)	3 (16.7)	- ( - )
会 社 ・ 事 業 所	2 (100.0)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	1 ( 50.0)	1 (50.0)	- ( - )	- ( - )
そ の 他	2 (100.0)	2 (100.0)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )
無 回 答	6 (100.0)	2 (33.3)	2 (33.3)	- ( - )	- ( - )	2 (33.3)	3 (50.0)	1 (16.7)	- ( - )	- ( - )

第108表 病院設置主体・妊娠中にうけた母性保護措置〔複数回答〕（出産経験者・産休・育休中の者を含む）

妊娠中にうけた 母性保護措置 設置主体	妊娠中に受けた母性保護措置〔複数回答〕										
	調査対象 者数	夜 免	勤 除	当 免	直 除	超過勤務 免除	夜勤日数 または当 直回数の 減少	配置転換	時差通勤	つわり 休暇	通院休暇
計	400 〔100.0〕	166 〔41.5〕	38 〔9.5〕	10 〔2.5〕	59 〔14.8〕	25 〔6.2〕	18 〔4.5〕	19 〔4.8〕	31 〔7.8〕	7 〔1.8〕	
国立(厚生省)	38 〔100.0〕	15 〔39.5〕	— 〔—〕	— 〔—〕	7 〔18.4〕	2 〔5.3〕	— 〔—〕	— 〔—〕	9 〔23.7〕	1 〔2.6〕	
国立(文部省)	22 〔100.0〕	6 〔27.3〕	— 〔—〕	1 〔4.5〕	5 〔22.7〕	3 〔13.6〕	2 〔9.1〕	— 〔—〕	2 〔9.1〕	— 〔—〕	
国立(その他：労働福祉事業団、 公社、その他)	13 〔100.0〕	7 〔53.8〕	2 〔15.4〕	— 〔—〕	— 〔—〕	3 〔23.1〕	1 〔7.7〕	1 〔7.7〕	— 〔—〕	— 〔—〕	
都道府県	53 〔100.0〕	24 〔45.3〕	1 〔1.9〕	1 〔1.9〕	10 〔18.9〕	3 〔5.7〕	2 〔3.8〕	9 〔17.0〕	8 〔15.1〕	1 〔1.9〕	
市町村	103 〔100.0〕	43 〔41.7〕	11 〔10.7〕	3 〔2.9〕	8 〔7.8〕	6 〔5.8〕	10 〔9.7〕	5 〔4.9〕	6 〔5.8〕	2 〔1.9〕	
日赤	26 〔100.0〕	8 〔30.8〕	3 〔11.5〕	— 〔—〕	7 〔26.9〕	1 〔3.8〕	1 〔3.8〕	— 〔—〕	— 〔—〕	— 〔—〕	
厚生連・北海道社会事業協会・ 国保連合会・済生会	33 〔100.0〕	20 〔60.6〕	5 〔15.2〕	1 〔3.0〕	2 〔6.1〕	2 〔6.1〕	— 〔—〕	— 〔—〕	— 〔—〕	1 〔3.0〕	
厚生団・船員保険会・健保連・ 国保組合・共済組合・全国社会 保険協会連合会	22 〔100.0〕	6 〔27.3〕	2 〔9.1〕	— 〔—〕	3 〔13.6〕	2 〔9.1〕	1 〔4.5〕	1 〔4.5〕	— 〔—〕	— 〔—〕	
学校法人	5 〔100.0〕	3 〔60.0〕	2 〔40.0〕	— 〔—〕	1 〔20.0〕	1 〔20.0〕	— 〔—〕	— 〔—〕	— 〔—〕	— 〔—〕	
医療法人・個人	40 〔100.0〕	20 〔50.0〕	5 〔12.5〕	3 〔7.5〕	8 〔20.0〕	1 〔2.5〕	1 〔2.5〕	1 〔2.5〕	2 〔5.0〕	1 〔2.5〕	
会社・公益法人・その他の法人	35 〔100.0〕	12 〔34.3〕	6 〔17.1〕	1 〔2.9〕	7 〔20.0〕	1 〔2.9〕	— 〔—〕	1 〔2.9〕	2 〔5.7〕	1 〔2.9〕	
無回答	10 〔100.0〕	2 〔20.0〕	1 〔10.0〕	— 〔—〕	1 〔10.0〕	— 〔—〕	— 〔—〕	1 〔10.0〕	2 〔20.0〕	— 〔—〕	



昭和60年 会員実態調査

措置は うけな かった	夜勤・当直免除期間別 (「夜勤・当直免除をうけた人」の再掲)										無 回 答 明
	小 計	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	
133 〔33.2〕	197 (100.0)	36 (18.3)	84 (42.6)	23 (11.7)	12 ( 6.1)	7 ( 3.6)	7 ( 3.6)	6 ( 3.0)	6 ( 3.0)	8 ( 4.1)	8 ( 4.1)
14 〔36.8〕	15 (100.0)	3 (20.0)	3 (20.0)	4 (26.7)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	1 ( 6.7)	2 (13.3)	2 (13.3)
10 〔45.5〕	6 (100.0)	1 (16.7)	1 (16.7)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	1 (16.7)	1 (16.7)	1 (16.7)	1 (16.7)
3 〔23.1〕	7 (100.0)	2 (28.6)	1 (14.3)	2 (28.6)	2 (28.6)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )
13 〔24.5〕	25 (100.0)	2 ( 8.0)	12 (48.0)	3 (12.0)	2 ( 8.0)	1 ( 4.0)	1 ( 4.0)	1 ( 4.0)	1 ( 4.0)	1 ( 4.0)	1 ( 4.0)
38 〔36.9〕	54 (100.0)	6 (11.1)	32 (59.3)	5 ( 9.3)	3 ( 5.6)	2 ( 3.7)	3 ( 5.6)	1 ( 1.9)	- ( - )	1 ( 1.9)	1 ( 1.9)
11 〔42.3〕	10 (100.0)	2 (20.0)	2 (20.0)	1 (10.0)	1 (10.0)	1 (10.0)	1 (10.0)	- ( - )	- ( - )	2 (20.0)	- ( - )
7 〔21.2〕	24 (100.0)	9 (37.5)	11 (45.8)	2 ( 8.3)	- ( - )	1 ( 4.2)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	1 ( 4.2)
11 〔50.0〕	7 (100.0)	2 (28.6)	2 (28.6)	1 (14.3)	- ( - )	- ( - )	1 (14.3)	1 (14.3)	- ( - )	- ( - )	- ( - )
- 〔 - 〕	4 (100.0)	2 (50.0)	- ( - )	2 (50.0)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )
12 〔30.0〕	24 (100.0)	3 (12.5)	10 (41.7)	1 ( 4.2)	2 ( 8.3)	2 ( 8.3)	1 ( 4.2)	1 ( 4.2)	2 ( 8.3)	1 ( 4.2)	1 ( 4.2)
10 〔28.6〕	18 (100.0)	4 (22.2)	8 (44.4)	2 (11.1)	1 ( 5.6)	- ( - )	- ( - )	1 ( 5.6)	1 ( 5.6)	- ( - )	1 ( 5.6)
4 〔40.0〕	3 (100.0)	- ( - )	2 (66.7)	- ( - )	1 (33.3)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )

第109表 病院設置主体・産後にうけた母性保護措置〔複数回答〕(出産経験者・病院勤務の正職員)

産後にうけた 母性保護措置	産後にうけた保護措置 (複数回答)									
	計	夜勤免除	当直免除	超過勤務 免除	夜勤日数 または当 直回数 の減少	配置転換	育児時間	育児休業	その他の 措 置	措置なし
設置主体										
計	334 (100.0)	204 (61.1)	47 (14.1)	8 (2.4)	15 (4.5)	33 (9.9)	121 (36.2)	73 (21.9)	10 (3.0)	13 (3.9)
国立(厚生省)	36 (100.0)	26 (72.2)	- (-)	- (-)	2 (5.6)	3 (8.3)	13 (36.1)	12 (33.3)	- (-)	- (-)
国立(文部省)	16 (100.0)	9 (56.2)	- (-)	- (-)	- (-)	2 (12.5)	1 (6.2)	5 (31.2)	1 (6.2)	2 (12.5)
国立(その他;労働福祉事業団, 公社,その他)	9 (100.0)	7 (77.8)	1 (11.1)	- (-)	- (-)	1 (11.1)	4 (44.4)	2 (22.2)	- (-)	- (-)
都道府県	46 (100.0)	27 (58.7)	2 (4.3)	- (-)	4 (8.7)	6 (13.0)	18 (39.1)	16 (34.8)	- (-)	2 (4.3)
市町村	87 (100.0)	50 (57.5)	16 (18.4)	1 (1.1)	1 (1.1)	8 (9.2)	27 (31.0)	23 (26.4)	4 (4.6)	3 (3.4)
日赤	18 (100.0)	10 (55.6)	3 (16.7)	- (-)	- (-)	2 (11.1)	3 (16.7)	1 (5.6)	1 (5.6)	1 (5.6)
厚生連・北海道社会事業協会・ 国保連合会・済生会	29 (100.0)	17 (58.6)	7 (24.1)	1 (3.4)	- (-)	2 (6.9)	9 (31.0)	2 (6.9)	1 (3.4)	2 (6.9)
厚生団・船員保険会・健保連・ 国保組合・共済組合・全国社会 保険協会連合会	16 (100.0)	8 (50.0)	4 (25.0)	- (-)	1 (6.2)	3 (18.8)	6 (37.5)	3 (18.8)	2 (12.5)	1 (6.2)
学校法人	4 (100.0)	2 (50.0)	2 (50.0)	1 (25.0)	- (-)	2 (50.0)	3 (75.0)	1 (25.0)	- (-)	- (-)
医療法人・個人	32 (100.0)	20 (62.5)	5 (16.7)	3 (9.4)	6 (18.8)	2 (6.2)	14 (43.8)	4 (12.5)	1 (3.1)	1 (3.1)
会社・公益法人・その他の法人	30 (100.0)	23 (76.7)	5 (16.7)	1 (3.3)	1 (3.3)	2 (6.7)	16 (53.3)	2 (6.7)	- (-)	1 (3.3)
無回答	11 (100.0)	5 (45.5)	2 (18.2)	1 (9.1)	- (-)	- (-)	7 (63.6)	2 (18.2)	- (-)	- (-)

## 昭和60年 会員実態調査

夜勤・当直免除期間別 (「夜勤・当直免除をうけた人」の再掲)													
計	2カ月	3	4	5	6	7	8	10	12	13	15	24カ月	無回答
243 (100.0)	18 (7.4)	56 (23.0)	17 (7.0)	6 (2.5)	58 (23.9)	5 (2.1)	5 (2.1)	5 (2.1)	63 (25.9)	1 (0.4)	3 (1.2)	1 (0.4)	5 (2.1)
26 (100.0)	1 (3.8)	2 (7.7)	- (-)	- (-)	11 (42.3)	2 (7.7)	1 (3.8)	1 (3.8)	7 (26.9)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (3.8)
9 (100.0)	1 (11.1)	4 (44.4)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (33.3)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (11.1)
7 (100.0)	1 (14.3)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (14.3)	- (-)	- (-)	- (-)	4 (57.1)	1 (14.3)	- (-)	- (-)	- (-)
28 (100.0)	1 (3.6)	9 (32.1)	2 (7.1)	2 (7.1)	4 (14.3)	- (-)	1 (3.6)	- (-)	8 (28.6)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (3.6)
65 (100.0)	7 (10.8)	14 (21.5)	7 (10.8)	2 (3.1)	15 (23.1)	- (-)	2 (3.1)	3 (4.6)	13 (20.0)	- (-)	2 (3.1)	- (-)	- (-)
13 (100.0)	1 (7.7)	2 (15.4)	- (-)	- (-)	7 (53.8)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (23.1)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
22 (100.0)	1 (4.5)	9 (40.9)	2 (9.1)	- (-)	4 (18.2)	3 (13.6)	- (-)	- (-)	3 (13.6)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
11 (100.0)	1 (9.1)	2 (18.2)	1 (9.1)	1 (9.1)	2 (18.2)	- (-)	1 (9.1)	- (-)	3 (27.3)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
3 (100.0)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (33.3)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (33.3)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (33.3)
24 (100.0)	2 (8.3)	8 (33.3)	1 (4.2)	- (-)	6 (25.0)	- (-)	- (-)	1 (4.2)	5 (20.8)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (4.2)
28 (100.0)	2 (7.1)	5 (17.9)	4 (14.3)	- (-)	6 (21.4)	- (-)	- (-)	- (-)	10 (35.7)	- (-)	- (-)	1 (3.6)	- (-)
7 (100.0)	- (-)	1 (14.3)	- (-)	- (-)	2 (28.6)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (42.9)	- (-)	1 (14.3)	- (-)	- (-)

第110表 勤務場所・産後の休暇〔総週数・産休・育休〕（出産経験者・正職員）

勤務場所	産後の休暇														産後の休暇総週数 平均(週)	うち産後 休暇平均 (週)	うち育児 休暇(業) 平均(週)
	計	4週以下	5	6	7	8	9	10	11	12	13~24	25週以上	無回答				
計	502 (100.0)	4 (0.8)	3 (0.6)	134 (26.7)	30 (6.0)	178 (35.5)	8 (1.6)	14 (2.8)	5 (1.0)	12 (2.4)	33 (6.6)	56 (11.2)	25 (5.0)	12.0	7.3	4.4	
病・産院	377 (100.0)	3 (0.8)	2 (0.5)	114 (30.2)	20 (5.3)	116 (30.8)	7 (1.9)	6 (1.6)	3 (0.8)	9 (2.4)	28 (7.4)	49 (13.0)	20 (5.3)	12.4	7.0	5.1	
診療所	7 (100.0)	1 (14.3)	-	2 (28.6)	-	1 (14.3)	-	-	-	-	-	1 (14.3)	2 (28.6)	15.3	13.2	-	
保健所(駐在所も含む)	32 (100.0)	-	-	-	-	23 (71.9)	-	5 (15.6)	2 (6.2)	-	-	1 (3.1)	1 (3.1)	9.8	8.2	1.4	
市町村(支所も含む)役場	53 (100.0)	-	-	12 (22.6)	7 (13.2)	25 (47.2)	1 (1.9)	2 (3.8)	-	3 (5.7)	2 (3.8)	1 (1.9)	-	8.9	7.2	1.2	
都道府県庁・省庁	1 (100.0)	-	-	-	-	1 (100.0)	-	-	-	-	-	-	-	8.0	8.0	-	
一般学校	20 (100.0)	-	1 (5.0)	3 (15.0)	2 (10.0)	8 (40.0)	-	-	-	-	2 (10.0)	3 (15.0)	1 (5.0)	15.8	9.6	5.5	
看護教育機関	3 (100.0)	-	-	-	1 (33.3)	1 (33.3)	-	-	-	-	-	1 (33.3)	-	33.5	7.5	26.0	
会社・事業所	2 (100.0)	-	-	-	-	2 (100.0)	-	-	-	-	-	-	-	8.0	8.0	-	
その他	7 (100.0)	-	-	3 (42.9)	-	1 (14.3)	-	1 (14.3)	-	-	1 (14.3)	-	1 (14.3)	8.3	6.7	1.3	

第111表 病院設置主体・産後の休暇〔総週数・産休・育休〕（出産経験者・病院勤務の正職員）

設置主体	産後の休暇														産後の休暇総週数 平均(週)	うち産後 休暇平均 (週)	うち育児 休暇(業) 平均(週)
	計	4週以下	5	6	7	8	9	10	11	12	13~24	25週以上	無回答				
計	366 (100.0)	3 (0.8)	2 (0.5)	109 (29.8)	20 (5.5)	112 (30.6)	7 (1.9)	6 (1.6)	3 (0.8)	8 (2.2)	27 (7.4)	49 (13.4)	20 (5.5)	12.4	7.0	5.1	
国立(厚生省)	40 (100.0)	-	-	13 (32.5)	1 (2.5)	6 (15.0)	-	-	-	-	4 (10.0)	13 (32.5)	3 (7.5)	19.2	6.9	12.2	
国立(文部省)	20 (100.0)	-	-	13 (65.0)	-	1 (5.0)	1 (5.0)	-	-	-	-	3 (15.0)	2 (10.0)	10.2	5.3	4.8	
国立(その他:労働福祉 事業団,公社,その他)	13 (100.0)	-	-	3 (23.1)	5 (38.5)	-	-	-	-	-	-	2 (15.4)	3 (23.1)	16.3	6.5	9.8	
都道府県	49 (100.0)	-	-	1 (2.0)	-	24 (49.0)	1 (2.0)	2 (4.1)	-	1 (2.0)	7 (14.3)	13 (26.5)	-	17.5	7.7	9.4	
市町村	97 (100.0)	1 (1.0)	2 (2.1)	11 (11.3)	2 (2.1)	45 (46.4)	2 (2.1)	2 (2.1)	1 (1.0)	4 (4.1)	9 (9.3)	13 (13.4)	5 (5.2)	13.3	7.9	5.2	
日赤	20 (100.0)	-	-	4 (20.0)	-	12 (60.0)	-	1 (5.0)	-	-	2 (10.0)	1 (5.0)	-	9.4	7.3	1.9	
厚生連・北海道社会事業協会 国保連合会・済生会	29 (100.0)	-	-	18 (62.1)	4 (13.8)	2 (6.9)	1 (3.4)	1 (3.4)	-	-	1 (3.4)	2 (6.9)	-	9.8	6.3	2.9	
厚生団・船員保険会・健保連 国保組合・共済組合	22 (100.0)	1 (4.5)	-	13 (59.1)	-	3 (13.6)	-	-	1 (4.5)	1 (4.5)	-	1 (4.5)	2 (9.1)	8.1	6.0	1.7	
学校法人	5 (100.0)	-	-	2 (40.0)	-	1 (20.0)	-	-	-	-	1 (20.0)	-	1 (20.0)	9.0	6.0	2.5	
医療法人・個人	39 (100.0)	-	-	20 (51.3)	4 (10.3)	6 (15.4)	2 (5.1)	-	1 (2.6)	-	2 (5.1)	1 (2.6)	3 (7.7)	8.3	6.2	1.8	
会社・公益法人・その他の法人	32 (100.0)	1 (3.1)	-	11 (34.4)	4 (12.5)	12 (37.5)	-	-	-	2 (6.2)	1 (3.1)	-	1 (3.1)	7.5	6.8	0.2	

第112表 勤務場所・生理休暇（正職員・女子のみ）

勤務場所	生理休暇	計	大体 とっている	あまり とっていない	まったく とっていない	該当しない (閉経後・看護 士など)	生理休暇は認め られていない	無 回 答
計		4,247 (100.0)	351 ( 8.3)	381 ( 9.0)	2,605 (61.3)	311 ( 7.3)	578 (13.6)	21 ( 0.5)
病 院		3,502 (100.0)	308 ( 8.8)	289 ( 8.3)	2,113 (60.3)	242 ( 6.9)	531 (15.2)	19 ( 0.5)
診 療 所		66 (100.0)	12 (18.2)	7 (10.6)	33 (50.0)	7 (10.6)	7 (10.6)	— ( — )
保 健 所 ( 駐 在 所 も 含 む )		173 (100.0)	13 ( 7.5)	39 (22.5)	99 (57.2)	20 (11.6)	2 ( 1.2)	— ( — )
市 町 村 ( 支 所 も 含 む ) 役 場		225 (100.0)	7 ( 3.1)	30 (13.3)	168 (74.7)	12 ( 5.3)	8 ( 3.6)	— ( — )
都 道 府 県 庁 ・ 省 庁		23 (100.0)	1 ( 4.3)	3 (13.0)	12 (52.2)	7 (30.4)	— ( — )	— ( — )
一 般 学 校		5 (100.0)	— ( — )	— ( — )	5 (100.0)	— ( — )	— ( — )	— ( — )
看 護 教 育 機 関		155 (100.0)	1 ( 0.6)	6 ( 3.9)	114 (73.5)	12 ( 7.7)	20 (12.9)	2 ( 1.3)
会 社 ・ 事 業 所		35 (100.0)	— ( — )	2 ( 5.7)	27 (77.1)	5 (14.3)	1 ( 2.9)	— ( — )
そ の 他		31 (100.0)	6 (19.4)	3 ( 9.7)	13 ( 41.9)	5 (16.1)	4 (12.9)	— ( — )
無 回 答		32 (100.0)	3 ( 9.4)	2 ( 6.2)	21 (65.6)	1 ( 3.1)	5 (15.6)	— ( — )

第113表 病院設置主体・生理休暇（病院勤務の正職員・女子のみ）

設置主体	生理休暇	計	大体 とっている	あまり とっていない	まったく とっていない	該当しない (閉経後・看護 士など)	生理休暇は認め られていない	無 回 答
計		3,501 (100.0)	308 ( 8.8)	288 ( 8.2)	2,113 (60.4)	242 ( 6.9)	531 (15.2)	19 ( 0.5)
国 立 ( 厚 生 省 )		331 (100.0)	32 ( 9.7)	39 (11.8)	210 (63.4)	35 (10.6)	14 ( 4.2)	1 ( 0.3)
国 立 ( 文 部 省 )		207 (100.0)	14 ( 6.8)	6 ( 2.9)	130 (62.8)	16 ( 7.7)	40 (19.3)	1 ( 0.5)
国立(その他;労働福祉 事業団,公社,その他)		123 (100.0)	9 ( 7.3)	12 ( 9.8)	87 (70.7)	5 ( 4.1)	10 ( 8.1)	— ( — )
都 道 府 県		444 (100.0)	66 (14.9)	60 (13.5)	278 (62.6)	23 ( 5.2)	16 ( 3.6)	1 ( 0.2)
市 町 村		737 (100.0)	87 (11.8)	63 ( 8.5)	460 (62.4)	36 ( 4.9)	87 (11.8)	4 ( 0.5)
日 赤		183 (100.0)	15 ( 8.2)	11 ( 6.0)	127 (69.4)	18 ( 9.8)	12 ( 6.6)	— ( — )
厚生連・北海道社会事業協会 国保連合会・済生会		222 (100.0)	8 ( 3.6)	16 ( 7.2)	139 (62.6)	13 ( 5.9)	46 (20.7)	— ( — )
厚生団・船員保険会・健保連 国保組合・共済組合 全国社会保険協会連合会		228 (100.0)	14 ( 6.1)	19 ( 8.3)	137 (60.1)	16 ( 7.0)	40 (17.5)	2 ( 0.9)
学 校 法 人		151 (100.0)	— ( — )	8 ( 5.3)	104 (68.9)	9 ( 6.0)	27 (17.9)	3 ( 2.0)
医 療 法 人 ・ 個 人		451 (100.0)	25 ( 5.5)	25 ( 5.5)	183 (40.6)	40 ( 8.9)	173 (38.4)	5 ( 1.1)
会 社 ・ 公 益 法 人 ・ そ の 他 の 法 人		263 (100.0)	22 ( 8.4)	18 ( 6.8)	170 (64.6)	20 ( 7.6)	31 (11.8)	2 ( 0.8)
無 回 答		161 (100.0)	16 ( 9.9)	11 ( 6.8)	88 (54.7)	11 ( 6.8)	35 (21.7)	— ( — )